

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年12月23日

【会社名】 株式会社東京一番フーズ

【英訳名】 TOKYO ICHIBAN FOODS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 坂本 大地

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿五丁目6番1号

【電話番号】 03-5363-2132

【事務連絡者氏名】 専務取締役 岩成 和子

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿五丁目6番1号

【電話番号】 03-5363-2132

【事務連絡者氏名】 専務取締役 岩成 和子

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集(売出)金額】 (第11回新株予約権)  
その他の者に対する割当  
(発行価額の総額) 0円  
(発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額) 259,325,000円

(注)

1. 本募集は、令和元年12月24日開催の当社株主総会決議及び令和2年12月4日並びに令和2年12月21日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプション付与を目的として新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権が行使されなかった場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合等には、「発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額」は減少いたします。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

令和2年12月4日付けで関東財務局長に提出した有価証券届出書、及び令和2年12月21日付けで関東財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、令和2年12月23日に「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「新規発行による手取金の額」が確定いたしましたので、これらに関する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権証券
  - (2) 新株予約権の内容等
- 2 新規発行による手取金の使途
  - (1) 新規発行による手取金の額

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券】

##### (2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

	<省略>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額に2.00を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、本新株予約権発行後、下記(注)2により調整を受けることがある。</p> <p>行使価額は、本有価証券届出書提出時における見込額として令和2年12月3日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に2.00を乗じた金額（1,174円）、本新株予約権の目的となる株式の総数を乗じて算定している。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>264,737,000円（本有価証券届出書提出時における見込額）</p> <p>（注）下記(注)2により行使価額が調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。</p>
	<省略>

(訂正後)

	<省略>
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、1,150円とする。ただし、本新株予約権発行後、下記(注)2により調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	259,325,000円 (注)下記(注)2により行使価額が調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。
	<省略>

## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
264,737,000	300,000	264,437,000

(注) 1. 新株予約権は無償で発行されるため新株予約権の払込金額はありませんが、ここでは新株予約権が全部行使された場合における「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額」の総額を記載しています。  
なお、これらの額はいずれも本有価証券届出書提出時の見込額であり、令和2年12月3日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に2.00を乗じた金額に、本新株予約権の目的となる株式の総数を乗じて算定しています。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
259,325,000	300,000	259,025,000

(注) 1. 新株予約権は無償で発行されるため新株予約権の払込金額はありませんが、ここでは新株予約権が全部行使された場合における「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額」の総額を記載しています。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。